

資源循環の促進のための再資源化事業等の  
高度化に関する法律

《再資源化事業等高度化法》

報告・公表制度の手引き

令和8年3月

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

# 目次

はじめに（本手引きの位置づけ） .....	1
<b>第1章 報告・公表制度の解説</b> .....	<b>2</b>
1.1 制度の概要 .....	2
1.2 罰則等に関する留意事項 .....	3
<b>第2章 報告・公表制度の対象者</b> .....	<b>4</b>
2.1 対象となる事業者 .....	4
2.2 対象となる報告単位 .....	7
<b>第3章 再資源化の実施の状況の報告方法</b> .....	<b>8</b>
3.1 報告の提出方法 .....	8
3.2 再資源化事業等高度化法第38条に基づく報告事項の考え方 .....	9
3.3 報告に用いる数値の整理方法 .....	13
3.4 権利利益の保護に係る請求 .....	13
3.5 報告・公表システムによる提出 .....	15
3.6 書面による提出 .....	17
<b>第4章 公表の考え方</b> .....	<b>22</b>
4.1 公表の目的 .....	22
4.2 公表の対象となる情報 .....	22
4.3 公表方法 .....	22
<b>付録A 各種分類一覧</b> .....	<b>24</b>
<b>付録B Q&amp;A</b> .....	<b>32</b>

## はじめに（本手引きの位置づけ）

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」又は単純に「法」といいます。）は、効率的な再資源化の実施および再資源化工程の高度化を通じて、再生資源の質と量の確保を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減、産業競争力の強化、地方創生等に貢献することを目的としています。報告・公表制度は、再資源化の高度化に向けた産業廃棄物処分業界全体の底上げを図るとともに、製造事業者や排出事業者等と廃棄物処分・再資源化事業者とのマッチング機会の創出につなげることを目的としています。

本手引きは、再資源化事業等高度化法第38条から第40条に基づく「再資源化の実施の状況の報告・公表制度」について、廃棄物処分業者の皆様が実務上、円滑かつ的確に制度対応を行うことができるよう、必要な事項を簡潔に整理することを目的として作成しています。

### ○本手引きの範囲

本手引きでは、再資源化事業等高度化法における次の規定の内容を主に取り扱います。

- ・ 第38条（再資源化の実施の状況の報告）：報告の対象となる事業者の考え方、報告の基本事項、提出方法等
- ・ 第39条（権利利益の保護に係る請求）：事業者から権利利益の保護に係る請求があった場合の公表方法の調整等の考え方

なお、報告および公表は、関係省令に基づき指定された電子計算機（以下「報告・公表システム」といいます。）を通じて行うことを原則としています。報告・公表システムによる報告が困難な場合に、書面による提出を行うことができます。

本手引きは、法令・省令・告示・通知等に基づく制度の考え方を整理したものであり、「制度として、誰が、何を、どのように報告・公表するのか」という制度対応の要点を把握するための資料としてご活用ください。

# 第1章 報告・公表制度の解説

本章では、再資源化事業等高度化法に基づく「再資源化の実施の状況の報告・公表制度」について、制度の目的および全体像を整理します。あわせて、報告を行わなかった場合や虚偽の報告を行った場合の留意事項など、制度対応において最低限押さえておくべき点について説明します。

## 1.1 制度の概要

本制度は、一定規模以上の産業廃棄物処分業者（第2章で解説します。以下「特定産業廃棄物処分業者」といいます。）に対し、前年度における再資源化の実施状況等の報告を求め、その報告内容を公表する仕組みです。

特定産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、産業廃棄物の種類および処分方法の区分ごとに、前年度における処分の数量および再資源化を実施した数量を環境大臣に報告する必要があります。報告は本制度の出発点であり、制度の適切な運用において重要な役割を担っています。

再資源化事業等高度化法は、効率的な再資源化の実施および再資源化工程の高度化を通じて、資源循環の高度化を推進することを目的としており、本制度はその一環として位置付けられています。

また、公表は、報告により集約された情報を社会全体で共有し、再資源化事業等の高度化、再生材の利用拡大、事業者間連携の促進につなげるための情報基盤として行われるものです。

### 【参考条文】

#### ○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

第三十八条 特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告しなければならない。

#### 2 (略)

#### 第三十九条 (略)

第四十条 環境大臣は、第三十八条第一項又は第二項の規定により報告された事項について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

#### ○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則

第六十七条 法第三十八条第一項及び第二項の規定による報告は、毎年六月三十日までに、前年度における当該各項及び次条に規定する事項を、環境大臣が指定する電子計

算機に備えられたファイルから入手可能な様式に報告をしようとする者の使用に係る電子計算機から入力する方法その他適切な方法により行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

## 1.2 罰則等に関する留意事項

報告を行わなかった場合、または虚偽の報告を行った場合には、法令に基づき、20万円以下の過料が科されることがあります。制度の趣旨を踏まえ、正確かつ期限内の報告に努めてください。

### 【参考条文】

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 (略)

三 第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

## 第2章 報告・公表制度の対象者

本章では、再資源化事業等高度化法第38条に基づく「再資源化の実施の状況の報告」について、制度の対象となる範囲を整理します。具体的には、

- ①対象となる事業者
- ②対象となる報告単位
- ③任意報告との関係

について説明し、事業者が自ら制度への該当性を判断する際の前提を明確にします。

### 2.1 対象となる事業者

本制度の対象となるのは、特定産業廃棄物処分業者です。

ここでいう「産業廃棄物処分業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の処分を業として行う者であって、都道府県知事等の許可を受けた事業者をいいます。

特定産業廃棄物処分業者とは、前年度における産業廃棄物の処分量が一定規模以上であり、再資源化の実施状況を把握・共有することが資源循環の高度化に与える影響が特に大きいと考えられる産業廃棄物処分業者を指します。

具体的には、前年度において次のいずれかに該当する産業廃棄物処分業者が対象となります。

表1 特定産業廃棄物処分業者の対象要件

次のいずれかに該当する処分業者（産業廃棄物処分業の許可を有する者）
○ 産業廃棄物処分量（特別管理産業廃棄物を除く。）
前年度処分量 10,000 トン以上
又は、
○ 廃プラスチック処分量
前年度処分量 1,500 トン以上
（※処分には再生を含み、埋立・海洋投入は除く）

上記の基準に該当しない事業者であっても、本制度の趣旨を踏まえ、任意で再資源化の実施状況を報告することができます。

この基準を満たすかどうかの判断は、事業者単位（法人単位）で判断になります。そのため、複数の事業所を有する事業者においては、合計の処理量をもって特定産業廃棄物処分業者に該当するか判断されることになります。

また、特別管理産業廃棄物の処分に係る許可のみを有する事業者は、本制度の対象には含まれません。

特定産業廃棄物処分業者に該当するか否かの判定フローを図1 特定産業廃棄物処分業者の該当性判断フローチャートに示します。

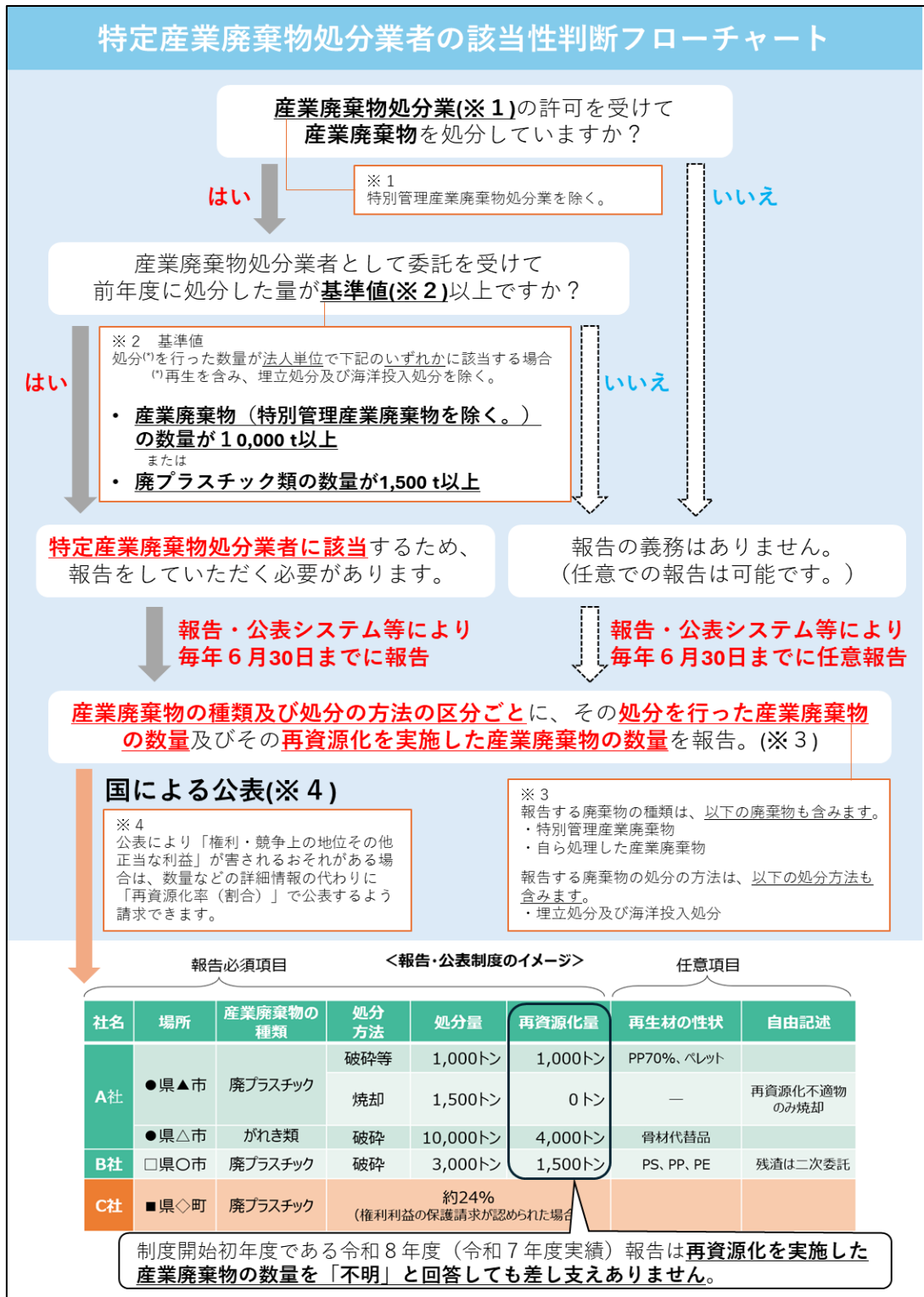


図1 特定産業廃棄物処分業者の該当性判断フローチャート

【参考条文】

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

第四条 国は、地方公共団体、廃棄物処分業者（一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）及び産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）・・・(略)・・・

第十条 環境大臣は、産業廃棄物処分業者であつて、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処分業者」という。）の再資源化の実施の状況が、・・・(略)・・・

第三十八条 特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告しなければならない。

2 産業廃棄物処分業者（特定産業廃棄物処分業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告することができる。

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令

第一条 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第五項に規定する海洋投入処分をいう。）を除く。次号において同じ。）を行った産業廃棄物（同法第十四条第一項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の数量が一万トン以上であること。

二 当該年度の前年度において処分を行った廃プラスチック類の数量が千五百トン以上であること。

## 2.2 対象となる報告単位

報告は、事業者が年度ごとに法人単位で行います。

一方で、報告・公表制度は、再資源化の高度化に向けた業界全体の底上げを図るとともに、製造事業者や排出事業者等と廃棄物処分・再資源化事業者とのマッチング機会の創出につなげることを目的としています。

このため、事業者が複数の事業所を有し、事業所ごとに処分内容（廃棄物の種類や処分方法等）が大きく異なる場合には、事業所単位で処分実績を整理した上で事業者が一括して報告することが望ましいと考えられます。

### 【参考条文】

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

第三十八条 特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告しなければならない。

## 第3章 再資源化の実施の状況の報告方法

報告は、毎年度、産業廃棄物の種類および処分方法ごとに、処分した廃棄物の数量および、そのうち再資源化を実施した数量等を整理し、環境大臣に提出する必要があります。関係省令に基づき、報告は原則として報告・公表システムを用いて行いますが、電子報告が困難な場合には、電子メールまたは郵送による提出も認められています。

本章では、再資源化事業等高度化法第38条に基づく報告について、提出期間、提出先、提出方法、様式および留意事項など、実務上の取扱いを整理します。

### 3.1 報告の提出方法

再資源化の実施状況の報告を行う事業者は、次のとおり報告書等を提出してください。

- **提出期間**：毎年度6月30日まで
- **提出方法および提出先**：

提出方法	提出先
報告・公表システムによる提出	(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団が提供する報告・公表システム
書面（電子メールまたは郵送）による提出	環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課

報告内容について、事業者の正当な利益が害されるおそれがある場合には、権利利益の保護に係る請求を行うことができます。(詳細は3.4で解説)

#### 【参考条文】

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則

第六十七条 法第三十八条第一項及び第二項の規定による報告は、毎年六月三十日までに、前年度における当該各項及び次条に規定する事項を、環境大臣が指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に報告をしようとする者の使用に係る電子計算機から入力する方法その他適切な方法により行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

第七十一条 環境大臣は、法第四十条の規定により法第三十八条第一項又は第二項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、環境大臣が指定する電子計算機を使用する方法その他適切な方法により公表するものとする。

○令和七年環境省告示第八十七号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条に規定する環境大臣が指定する電子計算機は、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団が運用する電子計算機であって、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第三十八条の規定による報告及び同法第四十条の規定による公表に係る情報を処理するための環境大臣の使用に係るものとする。

## 3.2 再資源化事業等高度化法第 38 条に基づく報告事項の考え方

前項で示した提出手続に沿って報告書等を作成するに当たっては、法第 38 条に基づき報告する事項を整理する必要があります。同条では、産業廃棄物の種類および処分方法の区分ごとに、処分を行った数量および再資源化を実施した数量を報告するとともに、「その他環境省令で定める事項」を報告することとされています。

これを受け、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和 7 年環境省令第 22 号。以下「施行規則」といいます。）第 68 条では、環境省令で定める事項として、①氏名又は名称及び住所等（第 68 条第 1 号）および、②その他再資源化の実施の状況に関する事項（第 68 条第 2 号）が示されています。

本手引きでは、報告事項を次のとおり整理します。すなわち、(1) 報告対象期間、(2) 「処分の数量」および「再資源化を実施した数量」は、法第 38 条の規定に基づく報告の中核となる事項であるため必須項目として取り扱います。これに加えて、(3) 再生材の種類および二次委託の数量、(4) 温室効果ガス排出量や熱回収量は、施行規則第 68 条第 2 号「その他再資源化の実施の状況に関する事項」として、再資源化の実態や取組状況を補足的に示す観点から、任意項目として可能な範囲で整理することとします。

### (1) 報告対象期間

本制度に基づく報告は、毎年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間を報告対象期間として行います。令和 7 年度の実績報告期間は、報告対象期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

(2) 廃棄物の種類および処分方法ごとの処分の数量・再資源化を実施した数量（必須）

前年度における処分実績について、産業廃棄物の種類および処分方法の区分ごとに、処分の数量および再資源化を実施した数量を整理して報告してください。

法第 38 条に基づく報告では、特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物全体を対象とし、埋立処分および海洋投入処分も含めて整理します。

なお、特定産業廃棄物処分業者に該当するかの判断に用いる数量については、

- ・委託を受けて処分した産業廃棄物を対象とし
- ・自ら処理した産業廃棄物および特別管理産業廃棄物は含めず
- ・埋立処分および海洋投入も含めません。

一方で、報告いただく内容には、特定産業廃棄物処分業者の該当判断に用いた産業廃棄物だけでなく、

- ・特別管理産業廃棄物
- ・自ら処理した産業廃棄物
- ・埋立処分および海洋投入

を含めて整理します。

-1 報告単位（区分）の考え方

報告単位は、原則として「産業廃棄物の種類」および「処分方法の区分」ごととします。すなわち、ある産業廃棄物について、どの処分方法を実施したかという観点で、処分の数量および再資源化を実施した数量を整理してください。処分方法が複数ある場合には、主な処分方法を選択して報告することを基本とします。

一方で、同一の産業廃棄物・処分方法の区分であっても、

- ・処分後に得られる再生材の種類が異なる場合
- ・処分後の物量について、引き渡す先（委託先・売却先等）が異なる場合

には、再資源化の実態や資源循環の流れをより分かりやすく示す観点から、再生材の種類ごと又は引き渡し先ごとに分けて整理することが望ましいと考えられます。

また、事業者が複数の事業所を有しており、事業所ごとに処分内容や再生材の供給先等が異なる場合には、事業所ごとに整理して報告することが、地域における資源循環の把握や事業者間のマッチング促進の観点から有効です。なお、これは法令上の義務ではなく、実態を分かりやすく示すための任意の整理です。

-2 用語の定義（処分の数量／再資源化を実施した数量）

処分の数量とは、当該区分において処分した廃棄物の数量をいいます。また、他の事業者から委託を受けて処分した産業廃棄物に加え、事業者自らが排出し、自ら処分した産業廃棄物（自己処理分）も含まれます。

再資源化を実施した数量とは、その処分工程において得られた再生材の数量をいいます。

なお、再資源化の実施過程で発生した残渣等の数量や焼却施設における熱回収（サーマルリカバリー）を実施した数量は、再資源化を実施した数量には含めません。また、再資源化を実施した数量とは、報告の対象となる事業者の処分の工程において、得られる再生材の数量のため、別の事業者処理委託することによって再生材に加工される場合は、再資源化を実施した数量として計上することができません。

（例：焼却により発生した焼却灰を、別の事業者処理委託し、路盤材などに加工した場合は、再資源化を実施した数量として計上できる事業者は、焼却灰の処理を受託し、路盤材に加工を行った事業者のみ）

### -3 数値の整理方法について

数量の合算方法、事業所ごとの整理、実測値・推計値の取扱い、単位等については、「3.3 報告に用いる数値の整理方法」において説明します。

表 2 報告対象事業者と報告事項の範囲の違い（＝誰が・何をの対比表）

区分	対象者判定（該当性判断）	法第 38 条に基づく報告事項
目的	報告義務の対象者に該当するかを判断するため	再資源化の実施状況を把握・可視化するため
対象となる廃棄物	産業廃棄物のみ	産業廃棄物および特別管理産業廃棄物 自ら処理した産業廃棄物および特別管理産業廃棄物
埋立処分	含めない	含める
海洋投入処分	含めない	含める

### (3) 再生材の種類および二次委託の数量（任意）

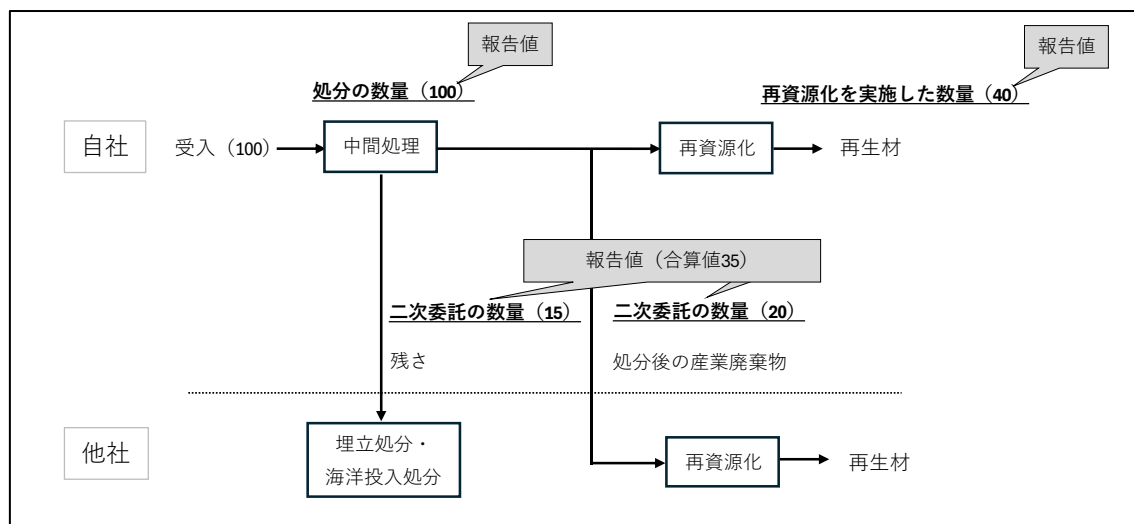
必須項目に加え、再資源化の実態をより分かりやすく示す補足情報として、再生材の種類および二次委託の数量（外部へ引き渡す数量）を任意項目として報告することができます。

再生材の種類は、再資源化により得られた再生材の概要（種類、用途等）を示す情報であり、再生材の利用拡大や事業者間連携の促進に資する基礎情報となるため、可能な範囲で整理することが望まれます。

二次委託の数量は、当該処分工程において再生材として回収されない物量のうち、二次委託（外部へ引き渡す数量）として把握される数量を整理するための補足情報として位置づけ、可能な範囲で整理してください。本項目は、当該処分工程が一社で完結しない場合であっても、その後段において再資源化等が行われ得る実態を把握・共有することを目的としています。

※本手引きにおいて「二次委託」とは、当該処分工程において再生材として回収されない物量のうち、他の事業者へ引き渡される（売却を含む。）数量を指すものとします。

（報告に用いる数値の考え方を示す一例）



注：工程途中で損失が生じる場合がある一方、薬剤等の添加により出口の数量が入口の数量を上回ることもあるため、各数量の合計が必ずしも 100 になるとは限らない。

#### (4) 温室効果ガス排出量や熱回収量（任意）

温室効果ガス排出量および熱回収量は、施行規則第 68 条第 2 号「その他再資源化の実施の状況に関する事項」として整理し得る補足情報ですが、法第 38 条に基づく報告において報告義務の対象ではない任意の参考情報として位置付けます。

温室効果ガス排出量について任意で報告する場合には、簡易的・参考的な整理とし、既存の他制度に基づく報告値等を活用することも考えられます。熱回収量については、廃棄物の処理過程で熱回収を実施している場合に、その取組の概要が分かるよう整理することが望まれます。

なお、温室効果ガス排出量や熱回収量は、再資源化の取組状況を補足的に示すための参考情報であり、報告された数値をもって事業者間の優劣や達成度を評価・比較することを目的とするものではありません。

#### 【参考条文】

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

第三十八条 特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告しなければならない。

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則

第六十八条 法第三十八条第一項及び第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 その他再資源化の実施の状況に関する事項

### 3.3 報告に用いる数値の整理方法

#### (1) 原則（実測値・実績値の使用）

報告に用いる数値は、原則として実測値または実績値を用いて整理してください。処分量や再資源化を実施した数量については、事業者が保有する計量記録、受払記録、出荷実績等、実務上記録している帳簿等のデータに基づき整理することが望まれます。

#### (2) 推計値を用いる場合の取扱い

やむを得ず推計値を用いる場合には、実態に即した合理的な方法により整理することが重要です。例えば、処分量や再資源化を実施した数量の内訳が直接把握できない場合には、処理実績や取扱実績に基づき、案分により算出することが考えられます。推計値を用いた場合には、その旨が分かるよう各報告対象に対する「自由記述」欄や全体に係る「付記」欄等を活用して、案分による算出であることなど、数値の整理方法を簡潔に補足してください。なお、算定的前提条件や考え方の詳細についてまで、必ずしも記載を求めるものではありません。

また、継続的に報告を行う場合には、可能な限り同一の考え方に基づいて数値を整理することが望まれます。

なお、換算係数や比重等を用いた数量整理の考え方については、付録の Q&A において参考例を示しています。

#### (3) 単位の統一

数量の単位については、処分量等はトン (t)、温室効果ガス排出量は t-CO<sub>2</sub>、熱回収量は MWh で整理することとしています。

端数処理の方法についても、同一年度・同一事業者内で取扱いが変わらないよう留意し、四捨五入や切り捨て等の方法を報告内で統一してください。

### 3.4 権利利益の保護に係る請求

報告に係る情報が公にされることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当

な利益が害されるおそれがある場合には、例外的な措置として、環境大臣に対し、権利利益の保護に係る請求を行うことができます。請求を行う際には、報告と併せて、その理由を付して提出してください。

請求理由については、抽象的な説明にとどまらず、どの情報が、どの権利利益に、どのような影響を及ぼすおそれがあるのかを、個別具体的に整理することが望まれます。

請求が認められた場合には、公表に当たり、処分量および再資源化を実施した数量をそのまま公表するのではなく、処分量に対する再資源化を実施した数量の割合（百分率）で公表するなど、公表方法が調整されます。

なお、権利利益の保護に係る請求は、提出された内容を踏まえて個別に判断されるものであり、請求を行ったすべての場合に公表方法の調整が認められるものではありません。

#### 【参考条文】

##### ○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

第三十九条 特定産業廃棄物処分業者は、前条第一項の規定による報告に係る事項の情報が公にされることにより、当該特定産業廃棄物処分業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するときは、当該事項に代えて、当該特定産業廃棄物処分業者が再資源化を実施した産業廃棄物の数量がその処分を行った産業廃棄物の数量に占める割合として環境省令で定める方法により算定した割合をもって次条の規定による公表を行うよう環境大臣に請求を行うことができる。

2 特定産業廃棄物処分業者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、環境省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。

6 (略)

##### ○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則

第六十九条 法第三十九条第一項の環境省令で定める方法は、再資源化を実施した産業廃棄物の数量を処分を行った産業廃棄物の数量で除して算定する方法とし、得られた割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第七十条 特定産業廃棄物処分業者が行う法第三十九条第一項の請求は、毎年六月三十日までに、法第三十八条第一項の規定による報告と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣が当該事

由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 公にされることにより、当該特定産業廃棄物処分業者の権利、競争上の地位その他正当な利益（次号において「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料する産業廃棄物の種類、処分の方法、処分を行った数量及び再資源化を実施した数量
  - 三 前号に規定する情報が公にされることにより、当該特定産業廃棄物処分業者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実
- 2 前項に規定する請求書の様式は、別記様式によるものとする。

### 3.5 報告・公表システムによる提出

報告・公表システムは、再資源化の実施状況の報告および公表を行うために整備されたオンラインシステムです。本システムを利用することで、インターネットを通じて報告内容を入力し、提出することができます。

産業廃棄物処理事業振興財団が提供している「さんぱいくん」のログインIDおよびパスワードを既に有している場合には、同じIDおよびパスワードを用いてログインすることができます。

報告・公表システムの利用に当たり、システム使用料は発生しませんが、通信機器やネットワーク環境等は、利用者の責任と負担により整備してください。

#### (1) 提出の流れ

報告・公表システムによる提出の流れを図2に示します。なお、報告・公表システムにおける具体的な操作方法については、「報告・公表システム利用マニュアル」をご参照ください。

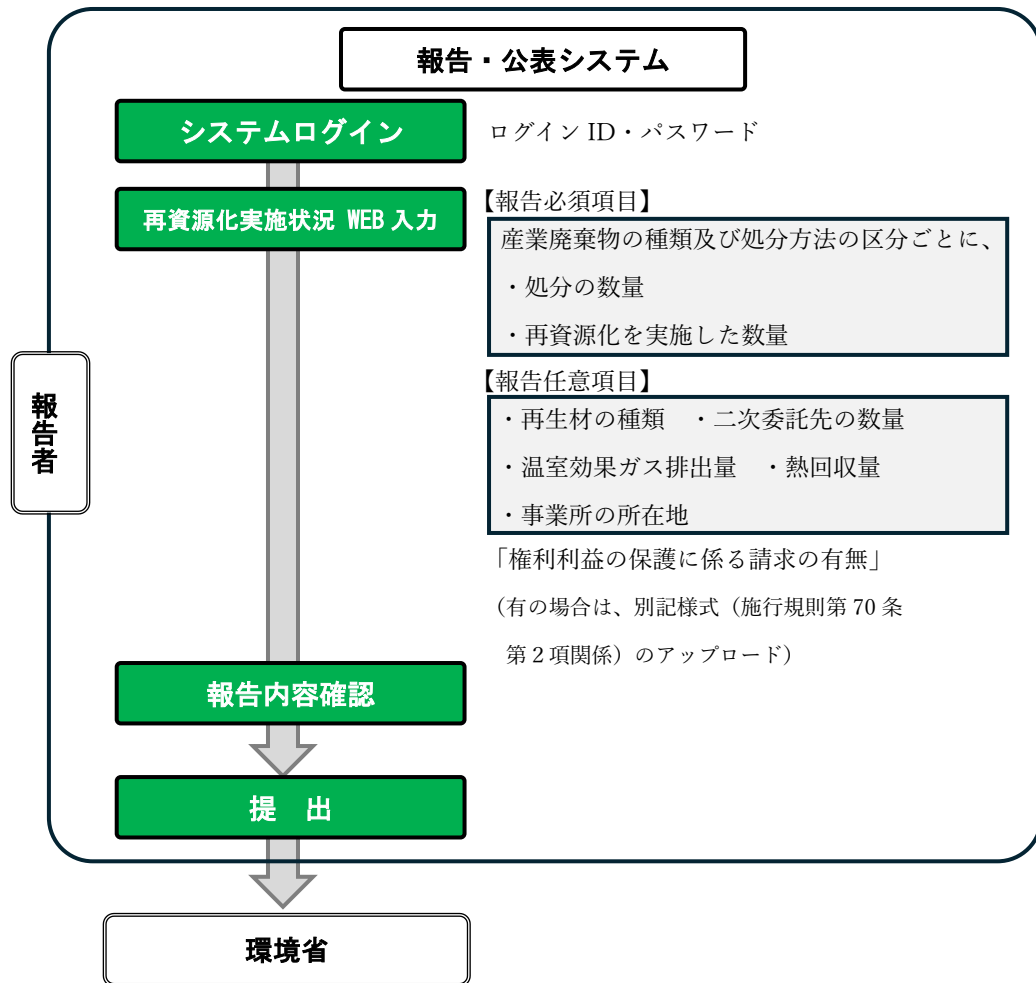


図 2 報告・公表システムによる提出の流れ

a) システムログイン

インターネットに接続するパソコン (PC) から、次の URL にアクセスし、「さんばいくん」ログイン ID 及びパスワードを用いてシステムにログインする。

https://

なお、さんばいくんログイン ID をお持ちでない場合は、報告・公表システム利用申請を行い、専用アカウントを取得する必要があります。専用アカウント取得方法については、(2)を参照ください。

b) 入力（報告データの作成）

報告・公表システムでは、画面の案内に従い、必要事項を画面上で直接入力してください。

なお、報告・公表システムと「さんばいくん」は、いずれも産廃情報ネット内のシステムであることから、さんばいくん ID でログインした場合、共通する情報の一部を

さんばいくんの登録情報から引き継ぐ仕組みを導入しています。これにより、入力作業の負担軽減が期待されます。

c) 権利利益の保護に係る請求の有無

権利利益の保護に係る請求を行う場合は、報告の提出と同時に（別記様式（施行規則第70条第2項関係））の登録（アップロード）を行う。

d) 報告内容確認・提出

b) で入力又はアップロードした報告について報告内容確認を行い、問題なければ「報告を提出」を実行して提出します。提出が正常に完了した場合は、提出完了画面に遷移します。

報告提出時に権利保護に係る請求を行った場合は、事前に登録したメールアドレスへ環境省担当者からメールが届きます。

なお、報告・公表システムで報告を提出した場合は、紙媒体の報告書等を環境省の窓口へ送付又は持参する必要はありません。

(2) 専用アカウント取得方法

さんばいくんログインIDをお持ちでない場合は、報告・公表システムを利用するための専用アカウントが必要になります。

様式2\_報告・公表システム利用申請書（報告・公表システムからダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ、メールで提出します。申請内容の確認後、ログインID及び仮パスワードがメールで送付されます。仮パスワードには有効期限（30日以内）があるため、速やかに初回ログインを行い、仮パスワードを変更して新しいパスワードを設定してください。

専用アカウント取得までの操作方法については、「報告・公表システム利用マニュアル」をご参照ください。

### 3.6 書面による提出

(1) 提出書類

書面による提出を行う際は、様式1\_再資源化の実施の状況報告書を用います。この様式は報告・公表システムからダウンロードすることができます。

様式：<https://www.kenkoku.go.jp/>

(2) 報告書類記入要領

提出する様式の記入要領を示します。なお、報告・公表システムにより提出する場合も以降の記入要領を参照してください。

① 様式1（表紙）の記入要領

様式1の表紙を示します。

	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">※受理年月日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※処理年月日</td> <td></td> </tr> </table>	※受理年月日		※処理年月日																																	
※受理年月日																																					
※処理年月日																																					
<p>再資源化の実施の状況の報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>環境大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">報告者：住 所 法 人 名 (フリガナ) 法 人 番 号 代表者役職名 代 表 者 氏 名 (押印省略)</p> <p>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「法」という。）第38条第1項及び第2項の規定により、再資源化の実施の状況に関する事項について、次のとおり報告します。</p>																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">会社情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 35%;">区分</td> <td>● 産廃処理業者      ○ その他 (                      )</td> </tr> <tr> <td>固有番号（産廃処理業者の場合）</td> <td style="text-align: right;">(許可番号の下6桁の番号)</td> </tr> <tr> <td>特定産業廃棄物処分量者の該当</td> <td style="text-align: right;">(プルダウンから選択)</td> </tr> <tr> <td>ホームページURL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再資源化の実施の状況</td> <td>別紙第1表のとおり</td> </tr> <tr> <td>GHG排出量の報告の有無</td> <td style="text-align: right;">(プルダウンから選択)</td> </tr> <tr> <td>熱回収量の報告の有無</td> <td style="text-align: right;">(プルダウンから選択)</td> </tr> <tr> <td>権利利益の保護に係る請求の有無</td> <td style="text-align: right;">(プルダウンから選択)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">「有」の場合は、別途、権利利益の保護に係る請求書を提出してください</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">担当者情報（問合せ先）</th> </tr> <tr> <td>所属名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     ※ 許可証、認定証等の写しを添付してください。                      (許可証や認定書が無い場合は、登記事項証明書の写し)                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     ※備考（事務局記入欄）    </td> </tr> </tbody> </table>		会社情報		区分	● 産廃処理業者      ○ その他 (                      )	固有番号（産廃処理業者の場合）	(許可番号の下6桁の番号)	特定産業廃棄物処分量者の該当	(プルダウンから選択)	ホームページURL		再資源化の実施の状況	別紙第1表のとおり	GHG排出量の報告の有無	(プルダウンから選択)	熱回収量の報告の有無	(プルダウンから選択)	権利利益の保護に係る請求の有無	(プルダウンから選択)	「有」の場合は、別途、権利利益の保護に係る請求書を提出してください		担当者情報（問合せ先）		所属名		役職名		担当者氏名		連絡先電話		メールアドレス		※ 許可証、認定証等の写しを添付してください。 (許可証や認定書が無い場合は、登記事項証明書の写し)		※備考（事務局記入欄）   	
会社情報																																					
区分	● 産廃処理業者      ○ その他 (                      )																																				
固有番号（産廃処理業者の場合）	(許可番号の下6桁の番号)																																				
特定産業廃棄物処分量者の該当	(プルダウンから選択)																																				
ホームページURL																																					
再資源化の実施の状況	別紙第1表のとおり																																				
GHG排出量の報告の有無	(プルダウンから選択)																																				
熱回収量の報告の有無	(プルダウンから選択)																																				
権利利益の保護に係る請求の有無	(プルダウンから選択)																																				
「有」の場合は、別途、権利利益の保護に係る請求書を提出してください																																					
担当者情報（問合せ先）																																					
所属名																																					
役職名																																					
担当者氏名																																					
連絡先電話																																					
メールアドレス																																					
※ 許可証、認定証等の写しを添付してください。 (許可証や認定書が無い場合は、登記事項証明書の写し)																																					
※備考（事務局記入欄）   																																					
※印を付した「受理年月日」欄、「処理年月日」欄及び「備考」には記入しないこと。																																					

図3 報告様式1（報告・公表システムよりダウンロード可）

a) 『年月日』

様式1の環境大臣への報告年月日を記入します。（メールまたは郵便の発送日を記

入)

b) 『報告者（住所、法人名、法人番号、代表者の氏名）』

報告者は、事業者（企業、団体等）です。この欄では提出日（報告日）時点のものを記入します。

c) 『固有番号』（産業廃棄物処分業者の場合）

産業廃棄物処分業許可番号の下6桁の番号を記載してください。産業廃棄物処分業者でない場合は、欄を空欄とします。

d) 『権利利益の保護に係る請求の有無』

権利利益の保護に係る請求の有無が「有」の場合は、別途、別記様式（施行規則第70条第2項関係）に記載の上、提出してください。

e) 『担当者情報（問合せ先）』

報告後、環境省から報告内容について問合せをさせていただくことがありますので、報告担当者の所属する部署、氏名（フリガナ）、電話番号、メールアドレスを記入します。

f) 添付書類（必須）

産業廃棄物処分業の許可証、認定証等の写しを添付してください。複数許可をお持ちの場合はいずれか1部で結構です。

許可証や認定書が無い場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。

② 様式1（別紙第1表）の記入要領

様式1の別紙第1表を示します。

事業者が複数の事業所を有する場合で、事業所ごとに処分内容（種類や処分方法等）が大きく異なるときは、事業所単位で整理してください。



f) 『処分の数量』（必須項目）

処分量を入力します。数値は小数点第1位までとし、トン単位で入力します。

g) 『再資源化を実施した数量』（必須項目）

再資源化を実施した数量は、自社で製造された再生材の数量とし、可能な範囲で再生材の種類毎に行を分けて記載することが望まれます。

h) 『再生材の種類』

再資源化物をプルダウンから選択します。（付録「再資源化物分類一覧」参照）

i) 『二次委託の数量』

処分方法で再生材とならない物の数量とし、二次委託（売却も含む）する数量とします。

j) 『自由記述』

報告単位ごとに、利用先での用途や二次委託先で再資源化される等、アピールしたい事項等で公表してもよい内容を記載します。

k) 『付記』

数値の根拠や前提条件など、全体を通して記載することがあれば記載します。

(3) 提出先

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課

Eメール：[koudoka@env.go.jp](mailto:koudoka@env.go.jp)

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL： 03-6206-1679

（報告・公表システム 問合せ窓口）

産廃情報ネット運営事務局（※平日 10:00～12:00 / 13:00～17:00）

Eメール：[info@sanpainet.or.jp](mailto:info@sanpainet.or.jp)

TEL： 03-4355-0160

## 第4章 公表の考え方

### 4.1 公表の目的

本制度に基づき報告された情報は、法第40条の規定に基づき公表されます。公表は、同法第38条に基づき事業者から報告された再資源化の実施状況に関する情報を社会全体で共有することにより、再資源化事業等の高度化、再生材の利用拡大および事業者間連携の促進につなげることを目的として行われるものです。

公表は、再資源化の取組状況を可視化し、資源循環の高度化に向けた取組を後押しするための情報基盤として位置付けられており、報告内容をもって個別事業者の優劣や達成度を評価・比較することを目的とするものではありません。

#### 【参考条文】

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

第四十条 環境大臣は、第三十八条第一項又は第二項の規定により報告された事項について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

### 4.2 公表の対象となる情報

公表の対象となる情報は、再資源化事業等高度化法第38条に基づき事業者から報告された事項を基本とします。

本制度では、原則として、報告された内容はそのまま公表されます。ただし、同条に基づき権利利益の保護に係る請求が認められた場合には、公表方法が調整されます。

### 4.3 公表方法

本制度に基づく公表は、関係省令に基づき環境大臣が指定する報告・公表システムを通じて行われます。

事業者が報告・公表システムにより報告を提出した内容について、本章で示した考え方に基づき、原則として当該システムを通じて公表されます。

なお、権利利益の保護に係る請求が行われ、かつ当該請求が認められた場合には、前節で示したとおり、公表に当たっての情報の表示内容や方法が調整されることがあります。公表の具体的な表示内容や提供方法等の詳細については、報告・公表システムの仕様や運用に基づくものとします。



## 付録 A 各種分類一覧

廃棄物の種類、処分方法、再資源化物の分類一覧は以下のとおり。

(JWNET と整合する分類としています。)

### ■廃棄物の種類 分類一覧

○廃棄物処理法で定められた 20 種類

廃棄物の種類		
大分類	中分類	小分類
燃え殻	焼却灰	石炭灰
		廃棄物の焼却灰
		廃カーボン・活性炭
	汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥
	無機性汚泥	建設汚泥（残土を除く）
		上水汚泥
廃油	一般廃油	鉱物性油
		動植物性油
	廃溶剤	
	固形油	
	油でい	
廃酸		写真定着廃液
廃アルカリ		写真現像廃液
廃プラスチック類		廃タイヤ
		自動車用プラスチックバンパー
		廃農業用ビニール
		プラスチック製廃容器包装
		発泡スチロール
		発泡ウレタン
		発泡ポリスチレン

		塩化ビニル製建設資材
紙くず	建設工場の紙くず	ダンボール
木くず	建設工場の木くず	伐採材・伐根材
繊維くず（天然繊維くず）	建設工場の繊維くず	
動・植物性残渣		
動物系固形不要物		
ゴムくず（天然ゴムくず）		
金属くず	鉄くず	
	非鉄金属くず	鉛製の管又は板 電線くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず	カレット 廃ブラウン管（側面部） ガラス製廃容器包装 ロックウール 石綿（非飛散性） グラスウール 岩綿吸音板
	陶磁器くず	コンクリートくず 石膏ボード ALC（軽量気泡コンクリート）
鋳さい		スラグ
がれき類		コンクリート破片 アスファルト・コンクリート破片
動物のふん尿		
動物の死体		
ばいじん		
処分するために処理したもの（13号廃棄物）		

○一体不可分の産業廃棄物

廃棄物の種類		
大分類	中分類	小分類
建設混合廃棄物		
安定型混合廃棄物		
管理型混合廃棄物		
シュレッダーダスト		
石綿含有産業廃棄物		
水銀使用製品産業廃棄物		
水銀含有ばいじん等		
廃自動車		
廃電気機械器具		
医療用計測器類		
廃電池類		
複合材		

○特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類		
大分類	中分類	小分類
燃えやすい廃油（特管）		
pH2.0 以下の廃酸（特管）		
pH 12.5 以上の廃アルカリ（特管）		
感染性廃棄物（特管）		
特定有害産業廃棄物		
		廃 PCB 等・PCB 汚染物・PCB 処理物
		廃水銀等（処分するために処理したものを含む）
		廃石綿等（飛散性）
		指定下水汚泥
		鉍さい（基準値を超える有害物質を含むもの）
		燃え殻（基準値を超える有害物質を含むもの）
		廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
		汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）
		廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）
		廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
		ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）
		処分するために処理したもの（基準値を超える有害物質を含むもの）

■ 処分方法 分類一覧

処分方法の分類			
中間処理	脱水系	濃縮・脱水	
		乾燥	
		その他脱水系	
	破碎系	破碎	
		切断	
		選別	
		その他破碎系	
	混合・減容系	混合・調質	
		圧縮・減容	
		成形・固化	
		溶融（発泡プラスチック）	
		固型化	
		その他混合・減容系	
	分離系	油水分離	
		分離・洗浄	
		その他分離系	
	中和・分解系	中和	
		分解・合成	
		その他中和・分解系	
	熱処理系	焼却	
		焼却（熱回収あり）	
		焼成・ばい焼	
		溶融（石綿等）	
		乾留（炭化・ガス化）	
		滅菌・消毒	
		その他熱処理系	
	微生物処理系	発酵	
		その他微生物処理系	
	最終処分	埋立処分	安定型埋立処分
			管理型埋立処分
遮断型埋立処分			
海洋投入		海洋投入	
到着時価			

■再資源化物 分類一覧

再資源化物の種類		
大分類	中分類	小分類
飼肥料又はその原材料	飼料	配合飼料
		混合飼料
		単体飼料
	飼料原材料	
	肥料	汚泥肥料
		堆肥
		液肥
		有機質肥料
		無機質肥料
	肥料原材料	
土壌改良材・土壌還元材		無機質資材
		有機質資材
建設資材又はその原材料	土砂	流動化処理土
		流動化処理土以外の再生土
		再生砂（RC 等）
		分別土砂
	砕石	コンクリート用再生骨材（H、M、L）
		再生粒度調整砕石（RM-等）
		再生クラッシャーラン（RC-等）
		スラグ砕石
		その他再生砕石
	アスファルト混合物	再生アスファルト混合物（再生合材）
		アスファルトモルタル
		再生加熱アスファルト安定処理路盤材
		その他再生アスファルト混合物
	地盤改良材	製鋼スラグ地盤改良材
		再生石膏地盤改良材
		その他地盤改良材
	石膏粉	再生石膏粉（石膏ボード原料）
		再生石膏粉（石膏ボード原料以外）
	その他建設資材	
	セメント又はその原燃料	セメント
高炉セメント		
フライアッシュセメント		
その他セメント		

	セメント原燃料	
鉄・非鉄金属又はその原材料	鉄鋼	せん鉄・鋼鉄
	鉄鋼原材料	鉄スクラップ
		ステンレススクラップ
		その他鉄鋼原材料
	非鉄金属	貴金属（金、銀、白金等）
		レアメタル（チタン、ニッケル、レアアース等）
		ベースメタル（銅、鉛、亜鉛、アルミニウム等）
		その他非鉄金属（水銀、カドミウム等）
	非鉄金属原材料	貴金属含有スクラップ・スラッジ等
		銅スクラップ
		アルミニウムスクラップ
		鉛スクラップ
		その他非鉄金属原材料
	金属精錬工程の添加剤	還元剤（コークス代替材）
フォーミング抑制剤		
その他添加剤		
	金属くず由来のその他再生品	
その他製品原料	廃油由来の再生品	コンクリート離型剤
		再生潤滑油
		再生溶剤
		石けん（界面活性剤）
		廃油由来のその他再生品
	プラスチック製品	ボトル
		シート・フィルム
		繊維製品
		プラスチック成型品
		廃プラスチック類由来のその他製品
プラスチック原材料（ペレット・フレーク等）	ポリエチレン（PE）	
	ポリプロピレン（PP）	
	ポリスチレン（PS）類	
	ポリエチレンテレフタレート（PET）	
	ポリ塩化ビニル（PVC）	
	その他プラスチック原材料	
	プラスチックのケミカルリサイクル生成物	原料・モノマー
		コークス炉化学原料
		生成ガス
		生成油

		その他ケミカルリサイクル生成物
	紙くず・木くず由来の再生品	パルプ・紙
		再生木材・合板・木質ボード
		木くずチップ（燃料以外）
		木炭・炭化物（燃料以外）
		紙くず・木くず由来のその他再生品
	繊維くず・ゴムくず由来の再生品	繊維くず（天然繊維くず）由来の再生品
		ゴムくず（天然ゴムくず）由来の再生品
	ガラス製品	ガラス短繊維
		多孔質ガラス発泡材（軽量盛土材等）
		その他ガラス製品
ガラス原材料	ガラスカレット	
	その他ガラス原材料	
鋳さい由来の再生品	ブラスト処理用スラグ研磨材	
	鋳さい由来のその他再生品	
中和剤など	中和剤	酸中和剤（酸を中和）
		アルカリ中和剤（アルカリを中和）
	廃酸又は廃アルカリ由来の再生品	再生酸性溶液
		再生アルカリ性溶液
	廃酸又は廃アルカリ由来のその他再生品	
燃料	固体状の燃料	木質チップ（燃料用）
		炭化燃料
		RPF・RDF・フラフ燃料
		タイヤチップ（燃料用）
		固体状のその他燃料
	液体・気体状の燃料	バイオエタノール
		バイオディーゼル燃料
		持続可能な航空燃料（SAF）
		バイオガス燃料（メタン等）
		再生重油
		再生補助燃料
		液体・気体状のその他燃料

## 付録 B Q&A

### 1. 廃棄物の種類、処分方法、再資源化物の分類について

Q1. 廃棄物の種類は、どのように選択すればよいですか。混合の場合も含めて教えてください。

A1. 報告は、報告・公表システムに用意されている選択肢（付録 A）に従って行ってください。廃棄物処理法に基づく 20 種類に加え、建設混合廃棄物等の「一体不可分の産業廃棄物」の区分も用意されています。

単一の廃棄物として管理している場合は該当する種類を選択し、混合状態で管理している場合には、「一体不可分の産業廃棄物」の区分を選択してください。

必要に応じて、自由記載欄に補足説明を記載して差し支えありません。

Q2. 処分方法や再資源化物の区分は、どの分類を使えばよいですか。

A2. 処分方法および再資源化物についても、報告・公表システム上で選択できる分類（付録 A）に従って選択してください。

許可証の記載と異なる場合であっても、実際に行っている処分工程の内容に即して選択してください。

### 2. 再資源化を実施した数量について

Q3. 「再資源化を実施した数量」とは何を指しますか。

A3. 再資源化を実施した数量とは、報告対象事業者自身の処分工程において得られた再生材の数量を指します。処分工程の結果として得られ、計量・出荷等により把握できる数量を整理してください。

Q4. 自社では再生材に加工しないが、二次委託先で再生材に加工される場合、再資源化を実施した数量に計上してよいですか。

A4. できません。再資源化を実施した数量は、報告対象事業者の処分工程で得られた再生材の数量であり、別の事業者に委託して再生材に加工される場合は計上できません。

（中間処理産業廃棄物の数量を再資源化の数量として計上すると、社会全体で算出された再生材の数量より、見かけ上の再生材の数量が大きく増えるためです。）

例えば、再資源化を実施した数量を計上できるのは、セメント原燃料化の場合はセメント製造業です。同様に、RPF 製造やフラフ燃料製造のような代替燃料製造は、当該燃料製造を最終的に行っている事業者は計上できますが、RPF 製造の前処理にあたる破碎や選別のみ行っている場合は計上できません。

なお、委託先において再資源化される予定であることや、次工程での再資源化の状況

については、自由記載欄に補足として記載することができます（「次の委託先事業者にて、セメント化により全量再資源化される。」「次の委託先事業者にて、代替燃料製造されて再資源化される。」など）。

Q5. 再資源化を実施した数量に、添加剤の量を含めてもよいですか。

A5. 最終的に得られた再生材として計量・出荷等で把握できる数量を用いて整理してください。結果として添加剤の量が含まれる場合があっても差し支えありません。

処分の数量より再資源化を実施した数量が大きくなる場合がありますので、その理由（例：添加剤を含んでいること）を自由記述欄に簡潔に記載すると分かりやすくなります。

### 3. 数量の算定・換算方法について

Q6. 処分の数量や再資源化を実施した数量を、実測値で把握できない場合はどうすればよいですか。

A6. やむを得ず実測値による把握が困難な場合には、実態に即した合理的な方法により推計して整理してください。

例えば、以下のような方法が考えられます。

- ・ 体積（m<sup>3</sup>）で管理している数量を、比重や換算係数を用いて重量（t）に換算する
- ・ 脱水、薬剤添加、混練等の処理工程において、過去の実績や工程比率に基づき案分して算出する
- ・ 出荷実績、受払記録、計量記録等を用いて数量を推計する

換算係数の具体例としては、例えば下記の資料（p8 別添2）があります。

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/nt\\_061227006.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/nt_061227006.pdf)

なお、事業者において、通常の業務で用いている比重の社内基準や、過去の実績値、計量結果等を踏まえ、合理的と考えられる係数がある場合には、そちらを用いて構いません。

Q7. 換算や案分を行った場合、どこまで説明を書く必要がありますか。

A7. 詳細な算定ロジックの説明までは求めています。

「体積から重量に換算している」「案分により算出している」など、数値の整理方法が分かる程度に、自由記載欄へ簡潔に記載すると丁寧です。

### 4. 報告単位（事業者単位・事業所単位）について

Q8. 報告は、事業所ごとに行う必要がありますか。

A8. 報告は事業者単位で行いますが、処理実態をより適切に示す観点から、事業所単位で

整理することが望ましいと考えられます。

特に、事業所ごとに取り扱う廃棄物の種類や処分方法が異なる場合は、事業所単位で整理することで、実態が分かりやすくなります。

Q9. 複数の事業所がある場合、まとめて報告してもよいケースはありますか。

A9. 同一市町村内に所在する事業所で、廃棄物の種類および処分方法が同一である場合には、事業所ごとに分けて、まとめて報告しても差し支えありません。

一方で、所在する市町村が異なる場合や、処分内容が異なる場合には、原則として行を分けて整理することが望まれます。

## 5. 法第 38 条に基づく報告事項に含む「自ら処理」について

Q10. この「自ら処理」とは何を指しますか。また、報告に含める必要がありますか。

A10. 「自ら処理」とは、事業者が自ら排出した産業廃棄物を、自社が設置・管理する処分施設において処分することを指します。

法第 38 条に基づく報告では、委託を受けて処分した産業廃棄物に加え、自ら処理した産業廃棄物も含めて整理してください。

自ら処理の具体例としては、次のようなケースが考えられます。

- ・ 製造事業者が、産業廃棄物処分業の許可を有しており、自社の製造工程から発生した廃棄物を自社の処分施設で処分した場合
- ・ 処分業者が、自社の工場や事業所から排出された廃棄物を（例えば、焼却施設からのばいじん等）、自社の埋立処分施設で処分した場合
- ・ 複数の事業所を有する事業者が、ある事業所で排出された廃棄物を、同一事業者が運営する別の事業所の処分施設で処分した場合

なお、この「自ら処理」の数量は、特定産業廃棄物処分業者に該当するかどうかの判定に用いる数量に含まないことに留意ください。

以上